

日本災害情報学会 学会誌編集委員会運営細則

制定：平成 25 年 10 月 27 日

改正：平成 26 年 10 月 26 日

(通則)

第 1 条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下、「学会運営規程」という）第 15 条（5）及び第 16 条（5）に規定された学会誌編集委員会の運営について、学会運営規程第 25 条第 1 項に基づく運営細則として定められたものである。学会誌編集委員会の運営については、学会運営規程第 17 条から第 19 条及び第 25 条によるほか、この細則によるものとする。

(組織及び構成)

第 2 条 本委員会には、委員長（1 名）、副委員長（1 名）および幹事（若干名）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は 15 名程度とする。

- 2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。
- 4 本委員会に事務局長の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第 3 条 本委員会の所掌事務は、会則第 4 条の趣旨に則り災害情報に関する論文、調査報告、事例紹介等の発表の場として学会誌「災害情報」を編集・刊行し、災害情報研究の向上と発展に資するとともに、広く災害情報の社会的重要性を喚起することである。

(小委員会の設置)

第 4 条 学会誌の編集・刊行に関連する事項を協議するために、本委員会に小委員会を設置することができる。

(本運営細則等の改廃)

第 5 条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

本運営細則は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する。

本運営細則の改正は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。